

事業概要 2025



X



HP

国土交通省 九州地方整備局
佐伯河川国道事務所

INDEX

予算と管轄

● 予算 ● 管轄 1

河川

● 番匠川流域の概要 2

● これまでの主な洪水 3

● 河川整備計画 4

● 河川整備計画策定後の整備状況 5

● 近年完成した事業 6

● 令和5年度実施事業 7

● 河川維持 8

河川管理

● 河川の利用 9

● 番匠川の減災に係る取組 10～12

● 防災情報の提供 13～14

道路

● 管理区間と主な事業 15

● 「中九州横断道路」 16～18

● 交通安全対策事業 19

● 維持管理 20～21

● 道路防災対策・老朽化対策 22～24

● 地域との連携 25～26

● 道の駅 27～28

● 許認可(各種申請・許可など) 29

情報通信技術 30

防災

● 自治体応援 31

● 情報通信用機器・災害対策用機械機器 32

用地 33

沿革 34

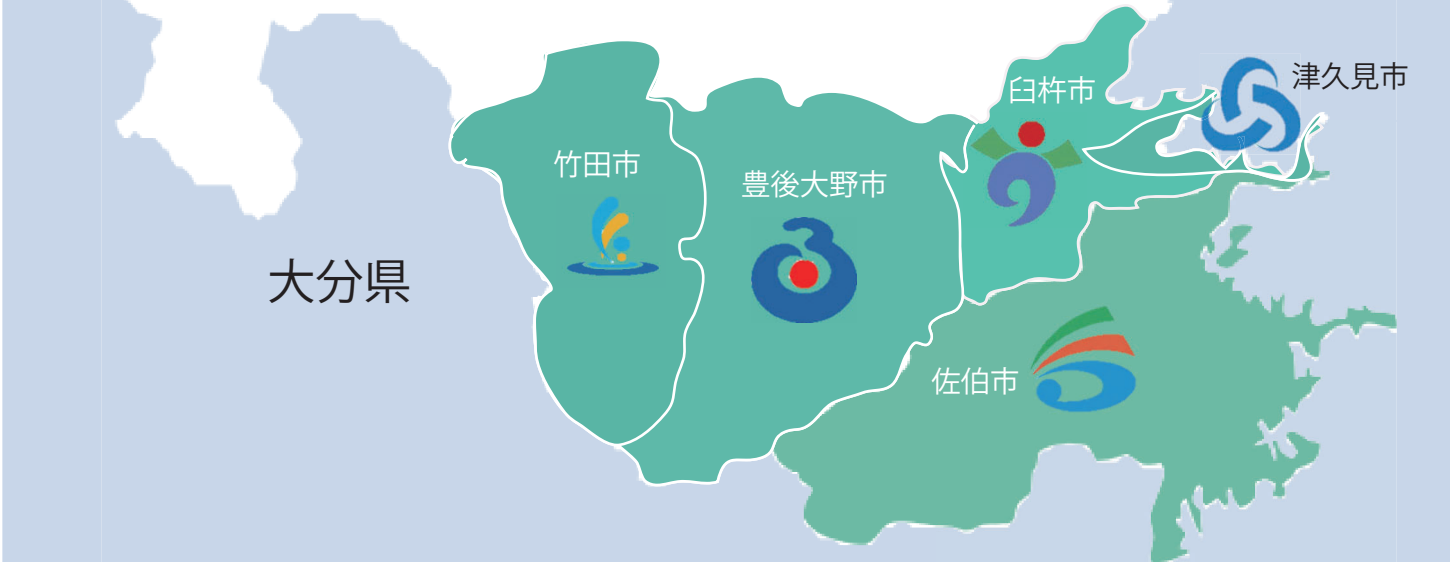
組織・職員構成 35

大分県南部の概要

佐伯河川国道事務所は、一級水系番匠川及び国道10号、57号を管轄しており、管内には、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市の5市があります。

大分県の南西部は、くじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母山麓に囲まれ盆地状をなすとともに平成29年には、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにも登録、豊かな水と緑あふれる自然に恵まれ、農業や観光が基幹産業となっています。東南部は、豊後水道に面しており海岸はリアス式海岸をなし、瀬戸内海型と南海型で比較的温暖な気候に恵まれ、農業、水産業が基幹産業となっています。

	たけた 竹田市	ぶんごおおの 豊後大野市	うすき 臼杵市	つくみ 津久見市	さいき 佐伯市
人口	19,380 人	32,765 人	35,620 人	15,386 人	65,624 人
面積	477.53 km ²	603.14 km ²	291.20 km ²	79.48 km ²	903.14 km ²
市の花	ミヤマキリシマ	ボタンザクラ	サルビア	タチバナ	ヤマザクラ
市の木	モミジ	クヌギ	カボス	ウバメガシ	カシ
トピック	1日数万トンの湧水量 サフラン、トマト	市内に五つの道の駅 ピーマン西日本一	国宝の臼杵石仏 醤油の製造	みかんの発祥の地 セメントの町	九州で1番広い面積 養殖ひらめ・ぶり 収穫量全国1位



【資料出典】
人口 総務省:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
(令和6年1月1日現在)
面積 国土地理院全国都道府県市区町村別面積調(令和6年10月1日現在)

予算と管轄

BUDGET AND JURISDICTION

佐伯河川国道事務所は、大分県南部に位置する一級河川番匠川水系の整備及び維持管理並びに国道10号、国道57号の維持管理及び中九州横断道路竹田阿蘇道路の整備を行っています。

予算

佐伯河川国道事務所の予算は、令和6年度が約38億円、令和7年度が約39億円です。各事業の推進においては、限られた予算を適正かつ効率的に執行するよう取り組んでいます。

単位：百万円

	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	(A/B)
河川関係 計	713	685	1.04
道路関係 計	3,262	3,138	1.04
事務所 合計	3,975	3,823	1.04

※河川関係とは、河川改修、河川維持修繕の合計。

※道路関係とは、改築事業、交通安全事業、維持修繕事業の合計。

※本表は当初予算の額を示すものであり、災害復旧に係る予算追加及び補正予算等によって最終的には全体額に変動が生じます。

管轄



番匠川は、九州を流れる20水系の中で特に水質の良好な川です。
豊かな自然環境の中で地域との協働により安全で安心して暮らせる川づくりを行っています。

番匠川流域の概要



番匠川の概要

水源地及標高	大分県佐伯市本匠三国峠664.2m
流域面積	464km ² (山地413km ² 、平地51km ²)
流路延長	本川38km、支川堅田川27km、支川井崎川19km、支川久留須川22km
氾濫防御区域	大臣管理区間内 21.5km ²
大臣管理区間	本川19.0km、支川堅田川2.5km、支川井崎川3.6km、支川久留須川8.7km 計33.8km
計画高水流量 (番匠橋基準地点)	基本高水流量 3,600m ³ /s、計画高水流量 3,600m ³ /s
林 相	山地部の約90%は森林、天然林は広葉樹で人工林は針葉樹
地 質	水源地付近は砂岩、頁岩、粘板岩で中部及び南部地帯は、砂岩、頁岩、礫岩

これまでの主な洪水

番匠川の主な洪水は台風によるもので、平成9年9月洪水、平成16年10月洪水、平成17年9月、平成29年9月洪水等により、本川や井崎川、久留須川などにおいて、越水による浸水被害が生じています。
今後、洪水を安全に流下させ、家屋の浸水を軽減する対策が必要となっています。

発 生 年 月 日	番匠橋流量	被 害 状 況※
台風26号 昭和18年 9月17～20日	(約3,000m ³ /s) 推定値	死傷者48名 行方不明者21名 全壊家屋112戸 流出家屋143戸 床上浸水1573戸 床下浸水4926戸 田畑被害5588ha 堤防決壊 2ヵ所
台風20号 昭和39年 9月23～25日	約2,600m ³ /s	死傷者1名 全壊家屋1戸 半壊家屋11戸 床上浸水86戸 床下浸水457戸 田畑被害565ha
台風13号 平成 5年 9月 2～ 4日	約2,700m ³ /s	半壊家屋2戸 床上浸水183戸 床下浸水1211戸 田畑被害481ha
台風19号 平成 9年 9月13～16日	約2,700m ³ /s	床上浸水163戸 床下浸水387戸 田畑被害645ha
台風23号 平成16年10月19～20日	約2,900m ³ /s	床上浸水241戸 床下浸水350戸 田畑被害386ha
台風14号 平成17年 9月 5～ 7日	約3,100m ³ /s	床上浸水103戸 床下浸水301戸 田畑被害290ha
台風16号 平成28年 9月19～20日	約2,400m ³ /s	床上浸水9戸 床下浸水28戸(非住家含む)
台風18号 平成29年 9月16～18日	約3,600m ³ /s	床上浸水392戸 床下浸水588戸 (全壊室屋3戸 半壊室屋7戸 一部損壊家屋4戸)

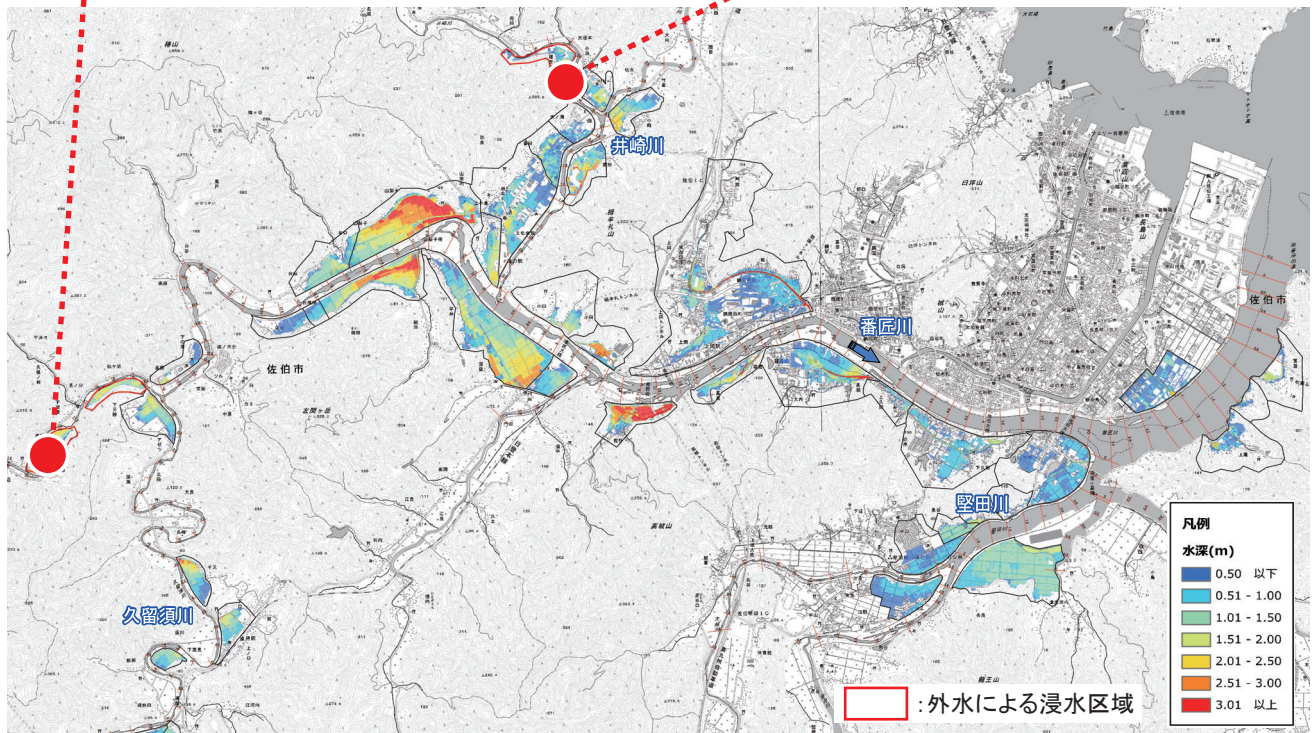
※(出典) S18:大分県防災課調べ、S39～S49:洪水速報、H5～H29:国土交通省佐伯河川国道事務所、佐伯土木事務所、佐伯市調べ



荒瀬地区の氾濫状況(佐伯市)
平成29年9月洪水(台風18号)



稽古屋地区の洪水流下状況(佐伯市)
平成29年9月洪水(台風18号)



平成29年9月洪水の浸水区域図(国土交通省資料)

河川整備計画

番匠川の整備は令和6年に定めた「河川整備計画」に基づき進めます。

「河川整備計画」とは、河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について、20～30年後の河川整備の目標を明確にして、個別事業を含む具体的な河川の整備内容を定めるものです。

河川整備の基本理念

番匠川の川づくりについては、次の3つの方針に基づき地域住民や関係機関と連携を図りながら推進するものです。

- 安全で安心して暮らせる川づくり
- 清らかな水を引き継ぐ川づくり
- 自然や生物と共生し、新たな文化の創造と地域と一体となった川づくり

河川整備の目標

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標については、過去の水害発生状況やこれまでの整備状況を勘案し、過去最大となった平成29年（2017年）9月洪水と同規模の洪水に対し、家屋の浸水被害を防止することを目標とします。

番匠川水系河川整備計画 策定までの流れ

（前計画）番匠川水系河川整備計画 策定（平成18年5月）

令和4年度 第1回番匠川水系学識者懇談会（令和4年10月18日）

令和4年度 第2回番匠川水系学識者懇談会（令和4年12月17日）

令和5年度 第1回番匠川水系学識者懇談会（令和5年5月17日）

番匠川水系河川整備計画（変更【原案】）の公表（令和5年7月11日）

多方面からの意見を聴取
（令和5年7月11日～8月10日）

インターネット（二次元バーコード、URL）

電子メール

意見箱

住民説明会

令和5年度 第2回番匠川水系学識者懇談会（令和5年10月12日）

番匠川水系河川整備計画（変更案）の公表（令和5年11月15日）

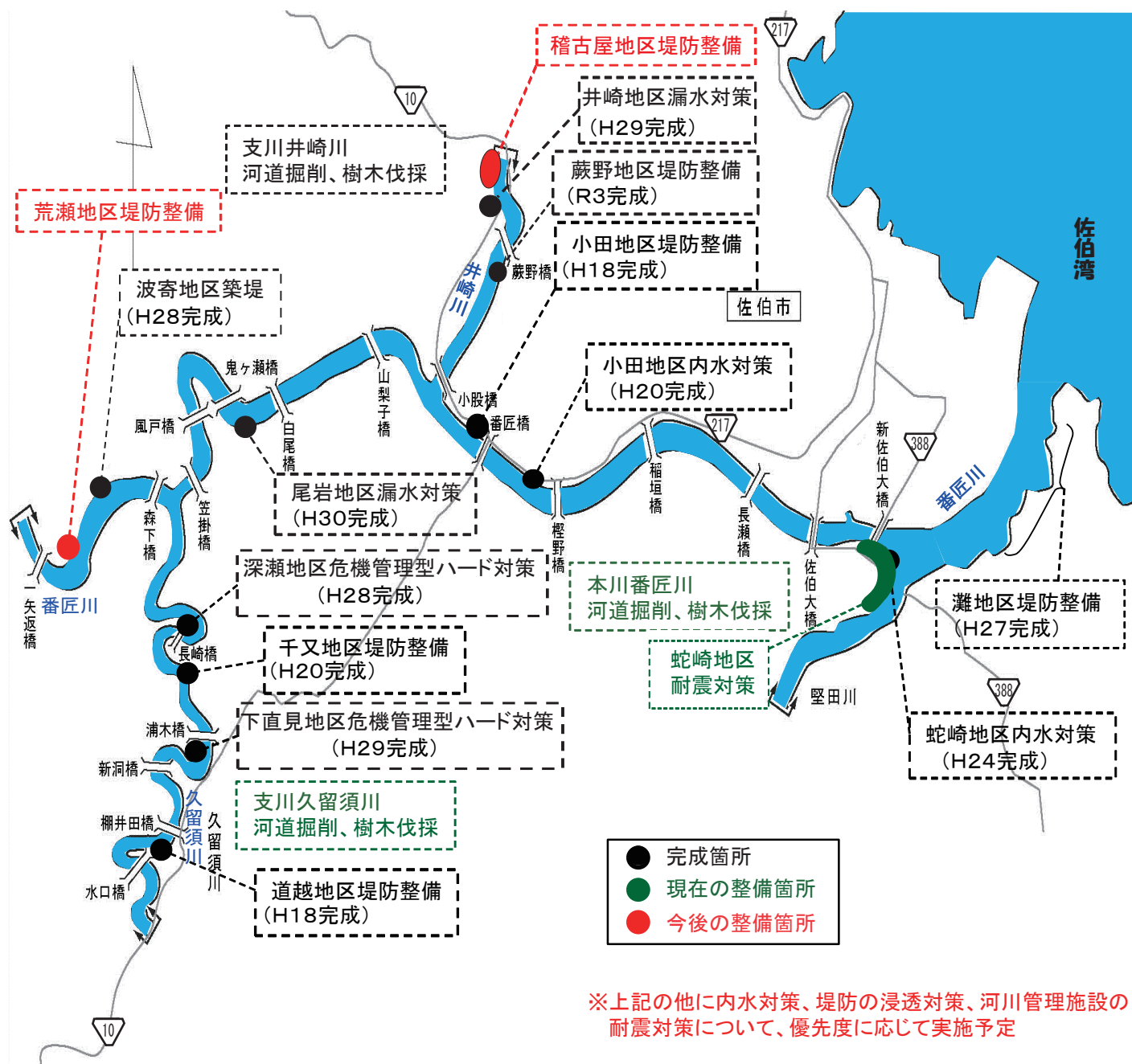
県知事意見聴取

関係機関協議

（変更）番匠川水系河川整備計画 策定・公表（令和6年2月28日）

河川整備の状況

河川整備計画の目標流量である3,400m³/S(基準地点・番匠橋)に対応するため、これまで築堤や内水対策を実施し、令和7年3月末時点の大臣管理区間における堤防は、概ね8割完成しています。今後も背後地の資産状況や上下流のバランス等を考慮しながら河川整備を実施していきます。

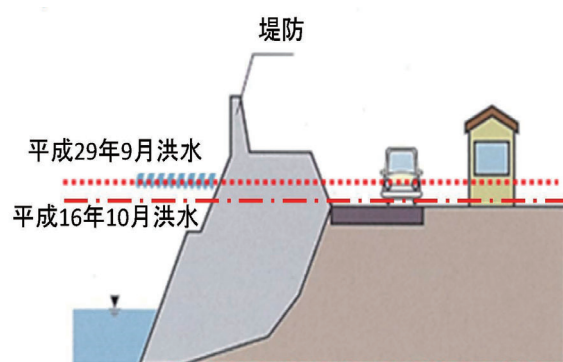


近年完成した事業

番匠川においては、堤防が未整備であった灘地区、波寄地区、井崎地区で堤防整備を実施しました。また、直轄管理区間における河道掘削や樹木伐採を実施しました。



【番匠川灘地区(平成27年度完成)】



平成29年9月(2017年)洪水では、平成9年9月(1997年)、平成16年10月(2004年)洪水と同規模(水位)であったが、堤防整備により、外水氾濫による浸水を解消しました。



【弥生井崎地区付近の様子(令和3年度 完成)】



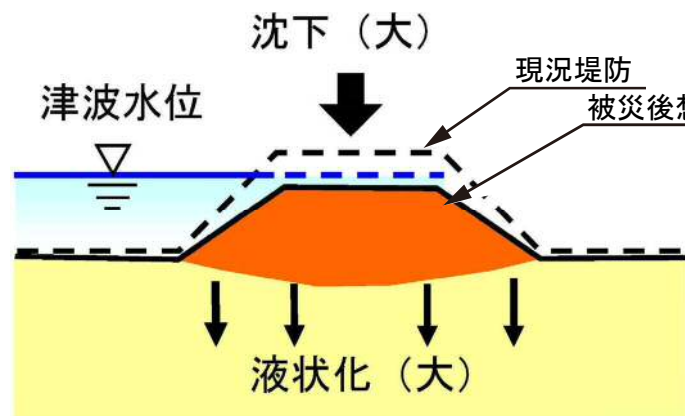
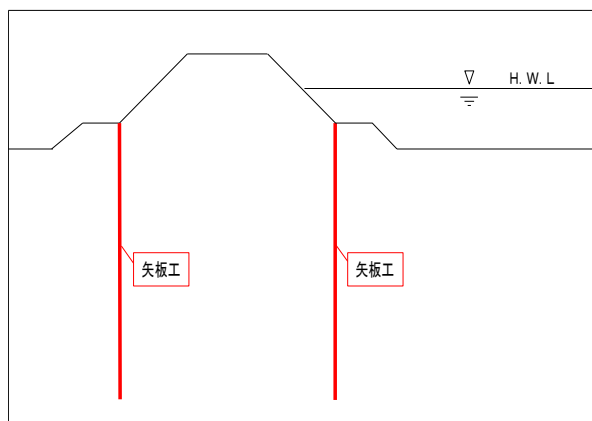
【久留須川棚井田付近の堆積土砂撤去(令和6年度)】

令和7年度実施事業

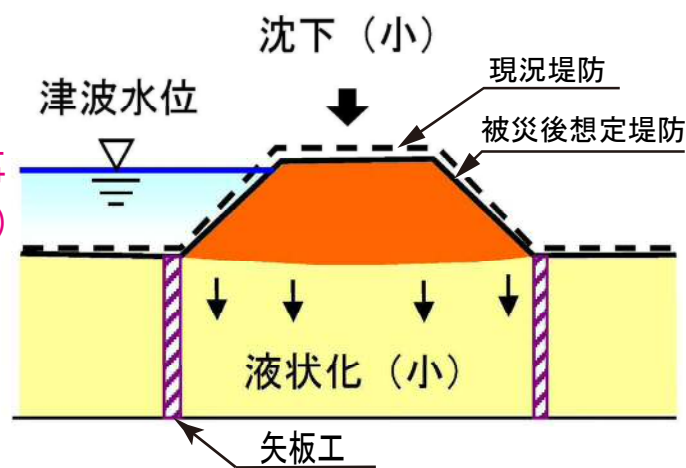
■ 番匠川河川改修事業

佐伯市池田地区では、令和2年度より耐震対策として堤防補強を行っています。
また、番匠川水系久留須川において、令和3年度より河道掘削・樹木伐採を行っています。

【佐伯市池田地区(令和2年度～)】



対策工事
(イメージ)



【久留須川三股地区河道掘削(令和6年度)】



河川維持

■河川管理施設の安全性及び機能の確保

堤防や護岸の機能の維持や安全性の確保を図るため、堤防や護岸の補修及び排水ポンプ場や排水門等の正常な機能の確保、門扉や開閉機などの補修を行っています。



堤防斜面の補修状況



階段の補修状況



門扉の補修状況

■河川管理施設の維持管理

川への不法投棄や水質事故、堤防、護岸、排水ポンプ場、排水門等の河川管理施設の異常などがないか確認するため、河川巡視、堤防除草や堤防点検などを行っています。



堤防斜面の除草状況



河川巡視の状況



水質事故の対策状況

河川管理

「川は地域共有の公共財産」です。
地域の皆さんと連携して河川管理に取り組んでいます。



啓発活動(ゴミ不法投棄禁止看板)



R6 ゴミマップ

番匠川流域のゴミの不法投棄の状況は、佐伯河川国道事務所ホームページに掲載しています。

https://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/kasen/banjou_gomimap.html

河川の利用

■河川水の利用

本川及び支川の大匠管理区間における河川水の利用状況（許可水利権・令和6年 4月現在）は、農業用水1.502m³/s、工業用水1.113m³/s、その他0.020m³/s、合計 2.635m³/sとなっています。また、佐伯市の水道用水はほとんどを地下水に依存しています。



高島堰



小田堰

■河川空間の利用

番匠川は、散策、釣り、サッカーや野球、カヌー等のスポーツ、自然観察、水遊び、各種イベント等多様な場面で利用されています。また、河川協力団体による河川愛護や河川の安全利用の啓発活動が展開されています。

このように番匠川は貴重な水と緑のオープンスペースとして多くの人々に利用されており、安全な利用促進に努めるとともに、特に未来を担う子どもたちが自然環境とのふれあいの場や環境学習の場として利活用できるような適切な管理を行っていきます。



水生生物調査(常盤堰)



水遊び(宮ノ越地区)



カヌー(笠掛地区)



持久走(井崎地区)



キャンプ(番匠公園)



安全利用講習(笠掛地区)

■水質が良好な番匠川

番匠橋地点における年間の平均的な水質（BOD値）が、環境省の定める環境基準値を満足しており、全国的にもトップクラスの水質が良好な河川です。

番匠川の減災に係る取組

～施設では守り切れない大洪水は必ず発生する～

※出典：水防災意識社会再構築ビジョン（平成27年12月策定）

■番匠川圏域大規模氾濫減災協議会の設置

この協議会は、水防法15条の9及び10に基づき、番匠川圏域において、想定最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合の被害軽減について、防災機関が連携して検討していくことを目的に設置しました。

その後、適用範囲を佐伯市内の県管理区間まで拡大し、令和2年2月の協議会において砂防施設の整備を推進し、早期完了を目指すことが付け加えられました。

また、令和7年3月をもって9年が経過しましたが、令和7年度以降も継続した取組を実施していきます。



番匠川圏域大規模氾濫減災協議会

■「番匠川の減災に係る取組方針」を策定

協議会において、番匠川の大規模水害に対し、防災関係機関が一体となってハード及びソフト対策を計画的に推進するための「番匠川の減災に係る取組方針」を策定し、今後5年間で達成すべき目標と実施する取組をとりまとめました。

■今後5年間で達成すべき目標

番匠川の大規模水害に対し、「迅速な避難行動」と、「社会経済被害の最小化」を目指す

■今後5年間で実施する取組

①急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

近年、大規模な洪水被害を経験していないことにより、住民の洪水被害に対する記憶の風化や水防災意識の低下が懸念されることに加え、急激な水位上昇により避難行動の遅れが懸念されるため、洪水リスクの周知や情報伝達の強化などの取組として実施する。

■平常時からの住民等への周知・教育・訓練

■情報伝達の強化、避難計画等の策定

②確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

番匠川下流域では、ひとたび堤防が決壊すると広範囲に浸水が広がり、甚大な被害が発生するおそれがある。確実な避難行動と社会経済被害の最小化のため、避難誘導の仕組みづくりや、水防活動の強化、排水活動の強化などの取組として実施する。

■確実な避難行動のための取組

■水防活動及び体制の強化に関する取組

■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

番匠川の減災に係る取組

～施設では守り切れない大洪水は必ず発生する～

目標達成に向けた取組事例

①急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組



小学校での「マイ・タイムライン」づくり



小学校の出前講座



報道機関との意見交換会



河川協力団体との意見交換会

目標達成に向けた取組事例

②確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組



関係機関が連携した水防訓練



重要水防箇所の合同巡視



水防連絡会による情報共有

本協議会の情報は、以下の方法で、ホームページでご覧になれます。

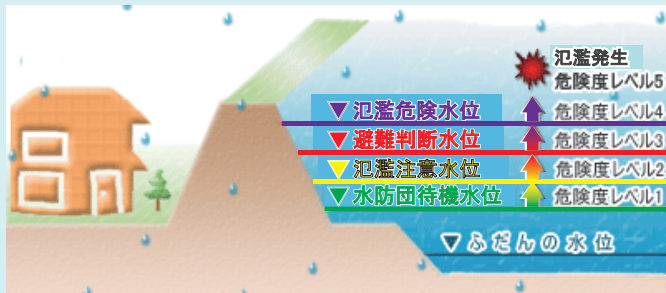
- ・検索サイトで、 または、
- ・インターネットURL http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/2011_siryoku/saikouchikukyougikai/index.html

防災情報の提供

河川防災情報の発表

- 番匠川では、避難情報の発令判断の目安となる氾濫危険情報発表等の洪水予報を气象台と連携し実施しています。

洪水予報の基準となる基準観測所水位



氾濫危険水位

市町村長による避難指示の発令判断の目安であり、住民へ全員避難の参考になる水位。

避難判断水位

市町村長による高齢者等避難情報の発令判断の目安であり、住民へ氾濫に関する警戒を求める水位。

氾濫注意水位

水防団が出勤して河川の警戒にあたる水位。のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。

水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

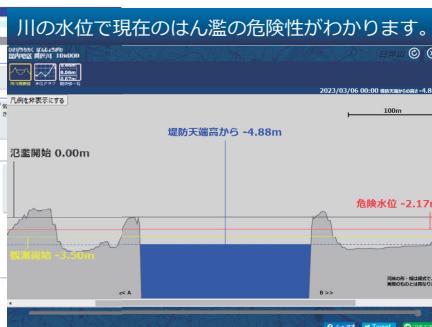
国土交通省 川の防災情報

パソコン <https://www.river.go.jp/>
スマートフォン <https://www.river.go.jp/s/>

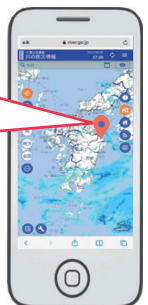


スマホ版QRコード

- お近くの地域の「雨の状況」、「川の水位と危険度」、「洪水に関する予警報」、「川のカメラ画像」などの情報をリアルタイムで確認することができるウェブサイトです。



いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます。



GPS機能により、即座にあなたのいる場所の状況を表示できます。

河川情報アラームメール

- 避難等の行動のきっかけとして、登録ユーザに対して、河川の水位・雨量が基準値を超過すると、アラームメールを配信するサービスを行っています。身近な観測所を設定することができます。



登録方法

空メールの送信

メールアドレスを直接入力
もしくは、右のQRコードを使って

登録用空メール アドレス



qsr-kasenalarm-entry
@kp.mlit.go.jp

防災情報の提供

地デジ（データ放送）による河川情報の提供

- NHK総合の地上デジタル放送（データ放送）にて河川の水位・雨量情報を提供しています。自宅のテレビで、いつでも手軽に河川の水位・雨量の防災情報を入手することが可能です。

dボタン

避難判断水位 : 高齢者等避難情報の発令目安となる水位

はん濫危険水位 : 避難指示の発令目安となる水位

平常水位	避難判断水位	はん濫危険水位
〇〇川 〇〇橋 1.00m	〇〇川 〇〇橋 4.00m	〇〇川 〇〇橋 5.00m

河川監視用カメラ画像の配信 <http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

佐伯河川国道事務所

検索

- 河川状況を視覚的に確認できるよう、河川監視用カメラの画像情報を事務所のホームページにて配信提供しています。

番匠川（佐伯市）で、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信 配信対象内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

- 「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信します。



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

※「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側からの情報が配信される仕組みです。

管理区間と主な事業

佐伯河川国道事務所の道路事業は、大分県南の国道10号(豊後大野市犬飼町～宮崎県境)、国道57号(大分市上戸次～熊本県境)の維持管理及び中九州横断道路 竹田阿蘇道路の整備を行っています。



(R7.4現在)

路線名	起点・終点	延長(竹田維持出張所)
10号	豊後大野市犬飼町久原字灰原 ～佐伯市宇目大字重岡字赤松	62.3km
57号	大分市大字上戸次字川原 ～竹田市大字小塚字通道	45.1km
うち中九州横断道路 (犬飼IC～竹田IC)	豊後大野市犬飼町大字下津尾字西ノ田 ～竹田市大字会々	(26.2km)
	延長合計	107.4km

中九州横断道路は、大分市と熊本市を結ぶ延長約120kmの高規格道路です。この道路が整備されると、大分市、熊本市を中心としたそれぞれの都市圏を相互に連絡し、両県の交流を促進するとともに、沿道地域の産業振興、地域活性化が期待されます。また九州縦貫自動車道及び東九州自動車道と連絡されることにより、循環型ネットワークが形成され、さまざまな地域圏との交流が可能になります。

中九州横断道路位置図

凡 例	
供用中	
事業中	
調査中	

	國際拋点港湾
	重要港湾
	開発保全航路
	国管理空港
	地方管理空港



竹田阿蘇道路

『竹田阿蘇道路』は、中九州横断道路の一部として竹田ICから波野IC(仮)までの延長約22.5kmの自動車専用道路です。

令和7年度は、調査設計、用地買収、埋蔵文化財調査、工事を進めます。



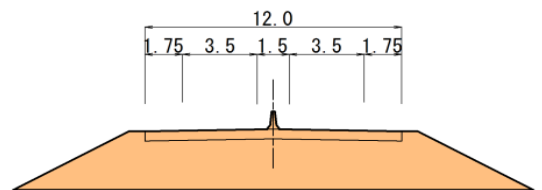
区 間：大分県竹田市大字会々～
熊本県阿蘇市波野大字小地野

延 長：22.5km

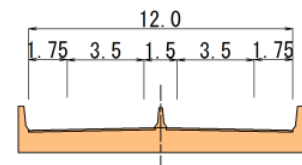
道路規格：第1種第3級(2車線)

設計速度：80km/h

事業化：平成31年度



(土工部)



(橋梁部)

▲標準横断面図(単位:m)

効果1 代替路確保による防災機能の向上

- ・国道57号の線形が厳しい箇所や防災点検要対策箇所等を回避し、災害時の救援活動等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを形成

効果2 物流ルート形成による地域産業活動の支援

- ・大分市や熊本市への走行性向上による高原野菜の品質確保など沿線地域の産業活動を支援

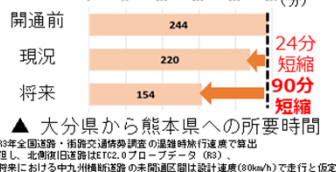
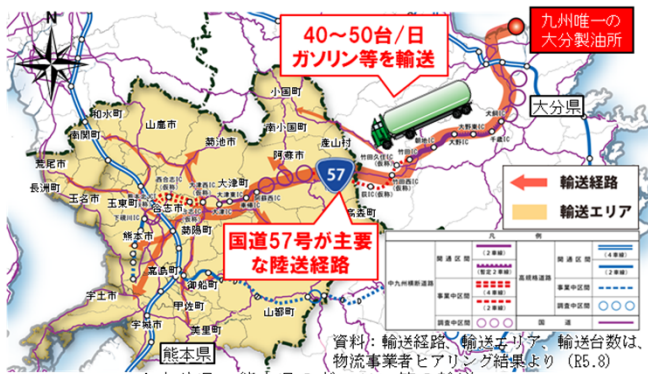
効果3 救急医療アクセスの向上による地域医療活動の支援

- ・第3次救急医療施設へのアクセス性向上による圏域人口の拡大により、医療サービス水準の地域間格差を解消し、地域医療活動を支援

中九州横断道路の効果

物流効率化の支援

- 熊本県で消費されるガソリン等は、九州唯一の製油所がある大分市から陸送が主で、多くが国道57号利用。
- また、熊本県は世界有数の半導体関連企業が集積。大分市の半導体関連企業と相互に半導体製造装置や関連部品を輸送しているが、精密部品は衝撃の影響が少ない大分自動車道へ迂回。
- 中九州横断道路の整備により、所要時間の短縮や走行性の向上が図られ、物流の効率化が期待。



- ・大分製油所から熊本方面に延べ40～50台/日程度タンクローリー車でガソリン等を輸送している。
 - ・これまでの中九州横断道路の整備により、約20分所要時間が短縮している。
 - ・今後の中九州横断道路の整備による更なる所要時間短縮により、輸送に必要な車両数が削減され、輸送コスト削減等の物流の効率化を期待している。
- 資料：大分製油所ヒアリング結果(R4.11)

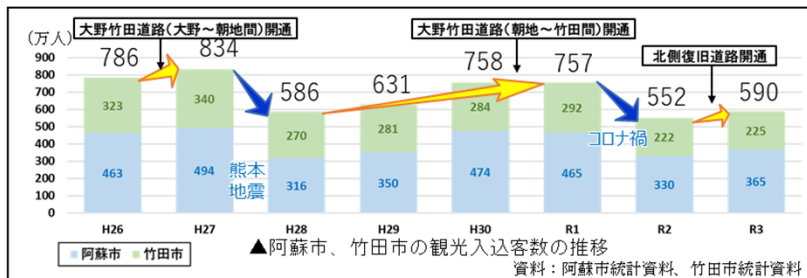
熊本県の半導体関連産業に関する動向

- ・合志市等は**日本有数の半導体企業の立地地域**。
- ※合志市：生産用機械器具製造業の出荷額が九州第1位（経済構造実態調査（2021年実績））
- ・また**世界最大手企業が半導体製造工場を建設中**（2022年着工、2024年12月稼働予定）
- ・世界最大手企業の進出を契機として、周辺への半導体企業の新規進出が活発に。

- ・大分～熊本間の輸送のうち、精密部品はプレーキやカーブの影響による品質低下の恐れがあるため、規格の高い大分自動車道へ迂回している。
 - ・中九州横断道路の整備が進めば、大分～熊本間の走行性が向上し、迂回のない効率的な輸送が期待できる。
- 資料：半導体関連企業ヒアリング結果(R4.2)

観光振興の支援

- 沿線地域は豊富な自然と歴史に富んだ観光地で、広域交通ネットワークの進展と共に観光入込客数は増加。
- 中九州横断道路の整備により、阿蘇くじゅう観光圏への所要時間が短縮し、観光の振興を支援。



阿蘇くじゅう観光圏

自然・歴史・文化等における密接な関係性を考慮し、県境を越えた3県10市町村から構成される九州を代表する観光地。

【熊本県】阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町

【大分県】竹田市、【宮崎県】高千穂町



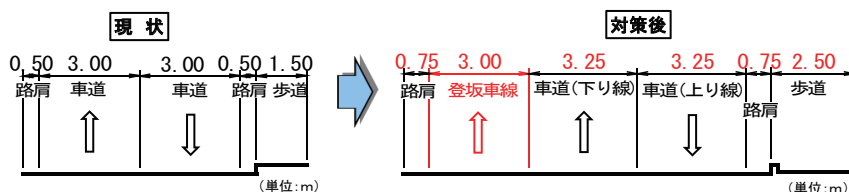
交通安全対策事業

事故ゼロプラン

九州の直轄国道で発生している交通事故の約70%は、管理区間の約3割に集中して発生しています。このため、交通事故が多発している区間の事故対策を集中的・重点的に取り組むことで、交通事故の撲滅を目的としています。令和7年度は「臼杵市野津町野津市」、「臼杵市野津町清水原」、「竹田市大字渡瀬～大字戸上」で対策を実施します。

■国道57号 渡瀬・戸上地区登坂車線整備事業 (竹田市大字渡瀬～大字戸上)

当該箇所は、熊本方面への縦断勾配が急で、大型車の速度低下による交通阻害が発生しています。また、平面線形不良箇所も存在し、自動車交通の走行安全性が確保されていないため、登坂車線の設置等を行うことで、安全・安心な走行環境の確保を行います。



通学路における安全対策

通学路において、通学路の安全確保等を目的に、宮原地区で歩道を整備しました。歩道工事を題材に土木の魅力伝えるイベントを実施しました。

■国道10号 宮原歩道整備事業(臼杵市野津町)

整備前



整備後



【イベントの開催】

「みんなの通学路をつくろう！」



わくわく★ドキドキ★土木体験イベント

【通学している児童からのコメント】

実際に測量をして難しかったけど楽しかったです。
ありがとうございました！(小学6年生)



私たちの通学路をつくってくださりありがとうございます。
これからは、安全で安心で、事故なく通りたいと思いました。(小学6年生)



【佐伯河川国道事務所からのコメント】

国道10号臼杵市宮原地区の歩道が完成しました。通学時、また地域の方々の交流の際に歩道をご利用下さい。これまで、大切な用地を提供いただいた方々、工事中にご不便をおかけした方々、工事にご尽力いただいた方々本当にありがとうございました。

維持管理

維持管理

近年、道路施設の高齢化や法面などの老朽化に伴い、道路の維持修繕の重要性が増加しています。このため、効率的かつ効果的な維持管理を行う事が非常に重要となります。当事務所で管理している国道10号、国道57号においても地域の実情や道路特性を踏まえた維持管理レベルを設定し、道路利用者が安全・安心に通行できるように努めています。

①巡回(パトロール)



道路が良好な状態に保たれているかどうか道路巡回を行っています。

②植栽管理



植栽の繁茂から建築限界や視距を確保するため、剪定を行っています。

③除雪



降雪や凍結時に安全な交通を確保するため、除雪作業や凍結防止剤の散布を行っています。

④清掃(路面清掃)



道路を快適で安全に利用できるように機械による清掃作業を行っています。

⑤除草



道路利用者からの視認性を確保するため見通しが悪い箇所などの除草を行っています。

⑥照明灯維持



トンネルや夜間の車両通行の安全を確保するため、ランプ切れなどの部品交換を行っています。

道路緊急ダイヤル(＃9910)

○道路利用者が幹線道路の異常等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異常への対応を図ることによって、安全を確保します。

○道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異常を対象とし、24時間受け付けています。

○電話番号は【＃9910】で、通話料は無料です。

○事故情報は、警察(110番)へ連絡して下さい。

○LINEでも通報可能です。

国土交通省
LINE
通報アプリ
＃9910

道路の異常を発見したら
LINEで通報＃9910

全国の道路で3月29日から開始!

路面の汚れ 落下物 落石・土砂流入等

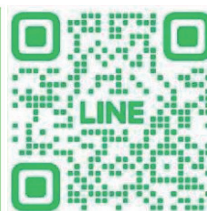
ガードレール・標識等の損傷 路面の穴ぼこ・段差 動物の死骸

簡単5ステップで通報完了(LINEトークから道路異常の状況・写真・位置を通報)

① 異常の撮影を
撮る ② できごとを
選ぶ ③ 写真を送る ④ 道路の経路を
選ぶ ⑤ 位置情報を
送る

● 事故防止のため、通報中の携帯電話の操作はお控えください。
● 引き継ぎ電話による通報も受け付けています。全国共通＃9910(24時間受付・無料)
● 砂道内等が管理する道路について、夜間・土日・祝日は緊急に対応できない場合があります。
● 道路以外の通報や、私道など私有地の通報は対象外です。
● 事故情報は、警察(110番)へ連絡してください。

国土交通省 R6.3



管理体制

○車両の円滑な交通の流れを確保するため、24時間体制で管理を行っています。

24時間体制でのリアルタイムな道路情報管理



九州高規格道路管理センター



佐伯河川国道事務所



竹田維持出張所

情報連携

情報連携

○「九州高規格道路管理センター」が事務所・出張所に情報発信や現場対応等の処置依頼を行うことにより、管理道路における24時間体制での緊急対応や連携強化を図っています。



落下物の回収



倒木の処理



被災時の緊急対応



冬季の凍結防止剤散布

《参考》災害対策基本法に基づく放置車両対策の強化

- これまで、災害時における消防や救助活動・緊急物資の輸送等に支障となる「路上放置車両」に対して、道路法に基づく対応だけでは制約が多く、緊急車両の通行のための最低限の通行空間すら確保することが困難でした。
 - そのため、平成26年11月21日より災害対策基本法に基づき「路上通行の支障となる車両を道路管理者が排除する」ことが可能になりました。
 - これに基づき「対象区間の指定」→「区間内の支障となる車両に対する移動命令」→「移動できない車両の強制排除」等を行い、またそれに必要な「土地の一時使用」を行います。
- 今後起こりうる風水害や大雪被害等に迅速に対応すべく万全の準備を施していきます。

放置車両対策の流れ(例)



支障となる車両の確認・手続き

自力で移動できない場合



対象車両の移動（牽引等）

道路防災対策

防災・減災・国土強靱化のための5ヶ年加速化対策

激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として、佐伯河川国道事務所では、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策として、主に法面の落石対策について令和7年の5ヶ年までに重点的・集中的に取り組めます。

対策前



対策後



高エネルギー吸収型落石防護柵

竹田市戸上地区
令和6年1月末完成

対策前



対策後



ポケット式落石防護柵

佐伯市弥生江良地区
令和7年2月末完成

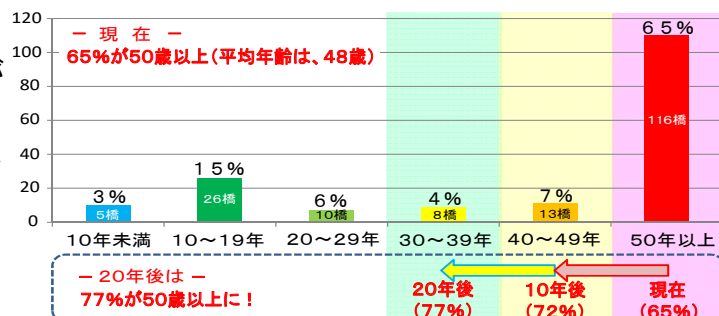
老朽化対策

橋 梁

□佐伯河川国道事務所の橋梁の平均年齢は48歳

- 佐伯河川国道事務所が管理する橋梁は 178 橋です。
- 橋梁については、建設から 50 年以上経過したものが 65%を占め、平均年齢は 48 歳です。
- 更に、50 年以上経過した橋梁は、10年後には 72%、20年後には 77%まで急激に増加していきます。

佐伯河川国道事務所の橋梁数(178橋)



□補修が必要な橋梁は42%

- 管理する橋梁に対し、老朽化に因る損傷を早期に発見するために、5年に1回の近接目視による定期点検を実施しています。(新設橋梁は供用後2年以内に初回点検)
- 点検の結果、損傷状況に応じて4段階の対策区分に判定しています。H30年度～R4年度に点検した結果は「すみやかに補修を行う必要があるⅢ」の橋梁が18橋、「予防的措置を行うことが望ましいⅡ」の橋梁が56橋で全体の42%となっています。



橋梁点検車による点検状況



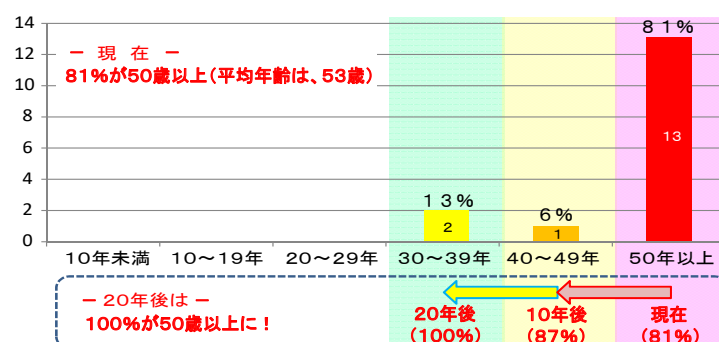
ハシゴによる橋梁点検状況

トンネル

□佐伯河川国道事務所のトンネルの平均年齢は53歳

- 佐伯河川国道事務所が管理するトンネルは 16トンネル、全延長は2,882mです。
- トンネルについては、建設から 50 年以上経過したものが 81%を占め、平均年齢は 53 歳です。(概ね矢板工法が主体)
- 更に、50 年以上経過したトンネルは、10年後には 87%と増加していきます。

佐伯河川国道事務所のトンネル数(16トンネル)

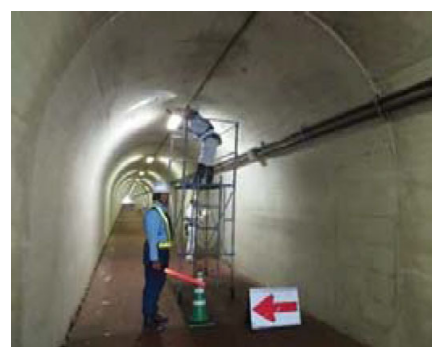


□補修が必要なトンネル

- 管理するトンネルに対し、老朽化に因る損傷を早期に発見するために、5年に1回の近接目視による定期点検を実施しています。
- 点検の結果、損傷状況に応じて4段階の対策区分に判定しています。「予防的措置を行うことが望ましいⅡ」のトンネルが、令和元年度末時点で100%となっています。



高所作業車によるトンネル点検状況

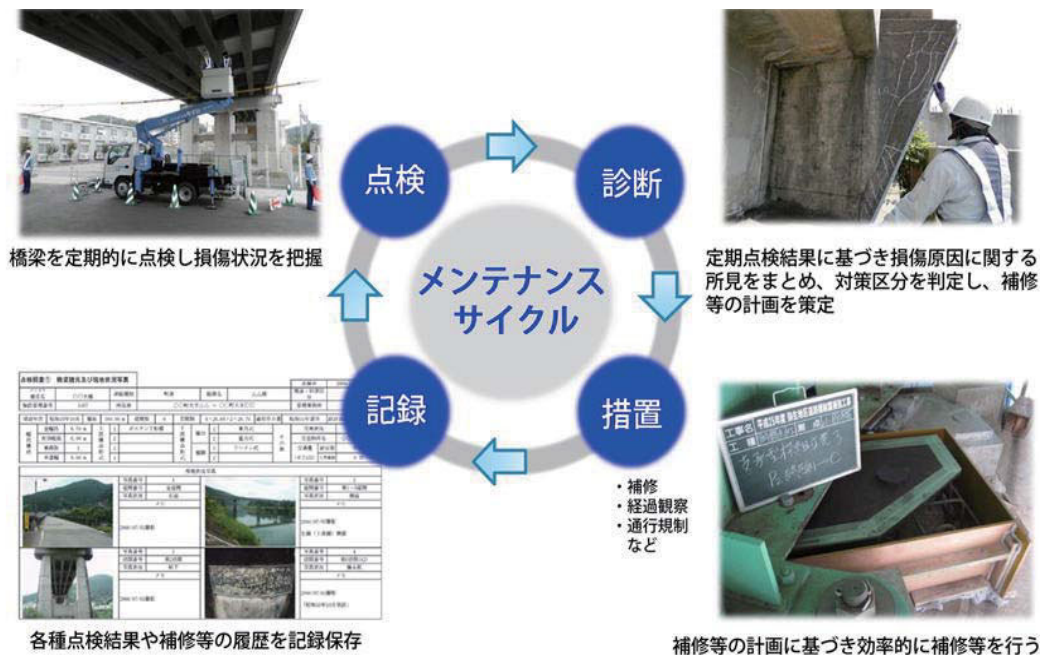


足場を使用したトンネル点検状況

インフラの長寿命化

□インフラ長寿命化計画に基づく点検・補修の実施

○点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次の点検)の業務サイクルを通して、長寿命化計画の内容を充実し、予防的な保全を進める**メンテナンスサイクル**を構築し、道路構造物の適切な維持管理を行います。



メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

【点検】

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に一度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

【診断】

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ診断』

(省令・告示:H26.3.31公布 同年7.1施行)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【措置】

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には、国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

【記録】

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

2025 佐伯河川国道事務所 -25

道守大分会議

道守(みちもり)とは



「道守」。広辞苑では、「道路の番人」

「道守」。歴史を遡ると、万葉集に次の歌があります。(万葉集巻第四紀の国)

「道守の 問はむ答を 言ひ遣らむ すべを知らにと 立ちてつまづく」

「道守」。それは人の心を道に吹き込むものです。

旅人の飢えや渴きを癒そうと道沿いに果樹などを植えた心があったといひます。

「道」を舞台に、あるいはテーマとして様々な活動を行っている人々を「道守」と名付け、その行動を「道守活動」といひます。(道守活動: 道の清掃や花植えなどのボランティア活動等)

道守大分会議

「道守大分会議」は、大分県内各地で道のボランティア活動等、道に関する様々な活動に携わっている方々が道守の情報交流や情報発信等を行い、道守活動や道守の意識を広げ、大分の地域づくりや暮らしの改善などに寄与することを目的に平成16年3月に設立されました。



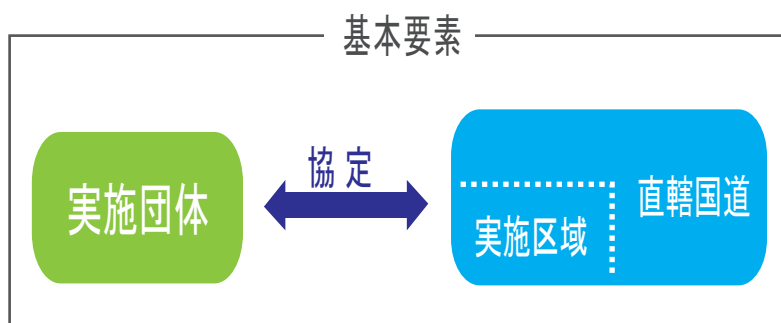
みちづくしin鹿屋(R6.10.24)

VSP(ボランティア・サポート・プログラム)

道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な気持ちを形あるものにしようと考え出されたのが、「ボランティア・サポート・プログラム」です。アメリカでのボランティアの人たちが、道路を我が子のように面倒をみている「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」からヒントを得ています。「道」をきれいにしようという活動から始まって、地域のコミュニティの活性化が期待されています。

「実施団体」(ボランティア団体)が、道路(直轄国道)の清掃や美化活動を行うことを「協定」で確認し、その「協定」の内容に従って活動を実施します。

当事務所管内では、2団体が活動を行っています。

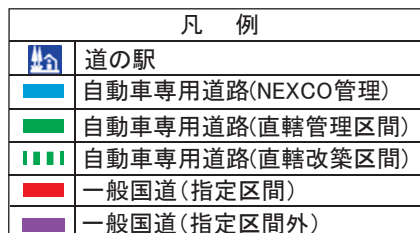


道路ふれあい月間合同点検清掃(R6.9.9)



花植え(R6.5.29)

道の駅の更なる賑わい創出の一助となるよう、4月22日に「道の駅の日」、並びに同日から28日までを「道の駅週間」として制定されました。



道の駅「みえ」と別府大学との連携
地産地消プロジェクト(R3.10.31)

道の駅は第3ステージへ

2020年から「道の駅」第3ステージとして位置づけ、地方創生や観光を加速する拠点の実現に向け、多言語対応等によるインバウンド観光への対応強化、広域的な防災機能の強化、子育て応援施設の整備によるあらゆる世代が活躍する地域センターとしての取組を推進します。



10 やよい（直轄国道一体型による整備）

現在の整備状況



道路情報休憩室



防災用備蓄倉庫

- 防災機能強化（防災倉庫、防災用トイレ、道路情報休憩室、非常用電源設備）、無線LAN、トイレの多機能化を整備。
- 令和2年度に、子育て支援策として、道路情報休憩室横に、24時間利用可能なベビーコーナー（授乳室）を整備しました。



〒876-0112
 大分県佐伯市弥生大字上小倉 898-1
 TEL : 0972-46-5951
 FAX : 0972-25-3028



授乳室



防災トイレ設置状況

許認可(各種申請・許可など)

道路の機能の保持と正しい道路の利用を図ります。

請願工事及び道路占用許可、特殊車両の通行許可及び指導取締りなどの許認可事務を実施します。

請 願 工 事

■道路管理者以外の方が工事を行う場合、道路管理者へ申請が必要となります。

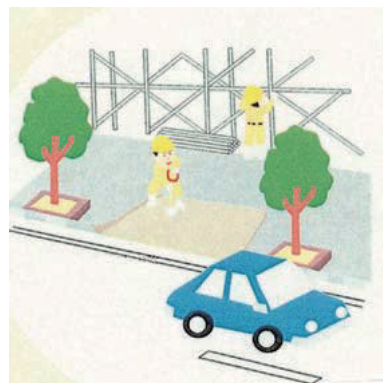
○自動車乗り入れのために行う歩道の切り下げ工事

○宅地構成などに伴う道路の法面の切り取り、埋め立て工事及び出入路の工事

※工事等の費用は自費負担となります

※工事完成後の道路敷地内の構造物等は道路管理者が引き継ぎます。

※申請は各出張所で受け付けます。



道 路 占 用 許 可

■個人で設置する看板や日除けのほかに、公共の施設である電柱や信号機、地下に埋設する水道管等、道路空間を利用する場合は、すべて占用許可が必要です。

○許可を受けられる基準

○これは占用許可できません



※占用申請は各出張所で受け付けます。占用申請から許可までの期間は通常2～3週間です。

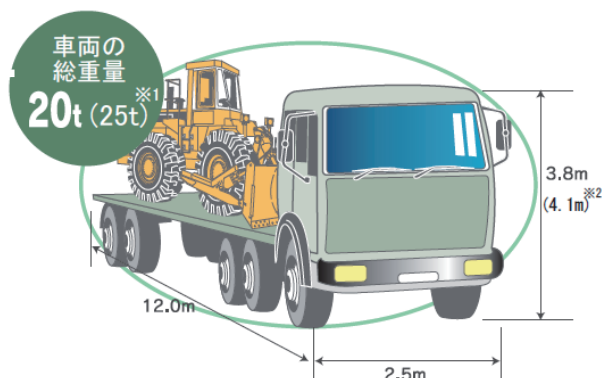
特殊車両通行許可

■下図の一般的な制限を一つでも超える車両を特殊車両といいます

特殊車両は、運行にあたり道路管理者の通行許可を受けなければなりません。(道路法第47条の2第1項)

○通行許可申請はオンライン申請を促進しています。佐伯河川国道事務所へのオンライン申請は平成29年3月より廃止されましたので他の申請先を選択してください。

【特車オンラインシステム】 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



※1:高速自動車国道又は重さ指定道路のみ走行する場合

※2:高さ指定道路のみ走行する場合

特殊車両指導取締状況



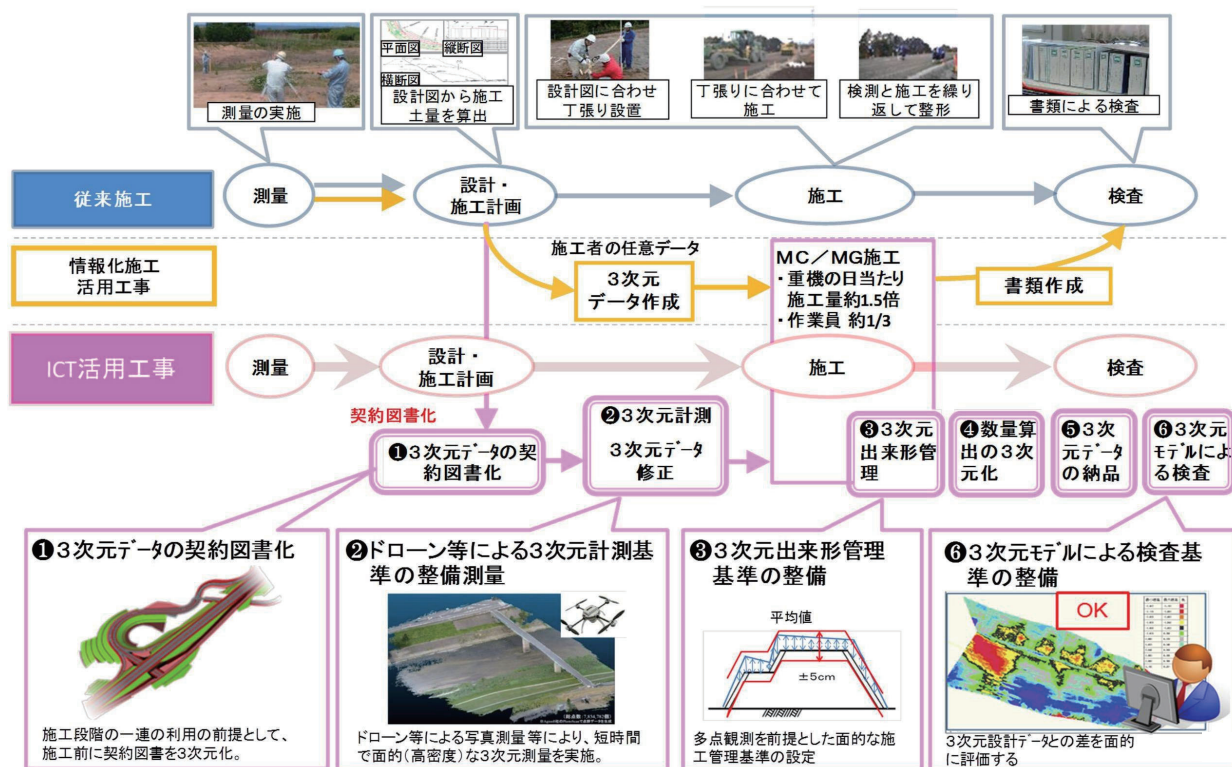
※平成27年1月より道路を極めて大きく損傷する重量超過の取締り及び罰則化を強化しています。

i-Construction(ICT)

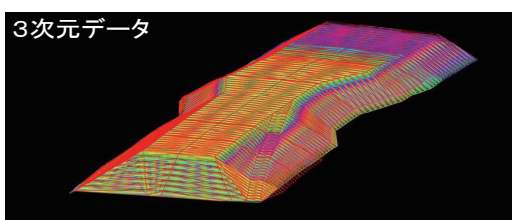
国土交通省では、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取組であるi-Constructionを進めています。

九州地方整備局においても、i-Constructionによって、建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進していきます。

i-Construction(ICT)の全面的な活用



佐伯河川国道事務所におけるICTの取組事例



ICT建設機械による施工

ドローンを使用した3次元測量



道路建設・河道整備の新たな時代へ



佐伯河川国道事務所では、ICTの全面的な活用に取り組んでおり、ドローンを使用した3次元測量やICT建設機械による施工を実施します。

自治体応援

大規模災害時の迅速な災害対応のため、九州地方整備局管内の市町村との応援に関する協定に基づいて、適切かつ円滑な支援を行います。

- ①情報連絡網の構築 ②現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- ③施設の被害状況の把握 ④災害応急措置

災害支援

令和6年 能登半島地震における支援状況(令和5年度)



TEC-FORCE 派遣(出発式)



調査状況(石川県輪島市)



調査とりまとめ状況(石川県輪島市)



調査状況(石川県輪島市)

※TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)

大規模な自然災害等に際して、被災状況の把握や被災自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施します。

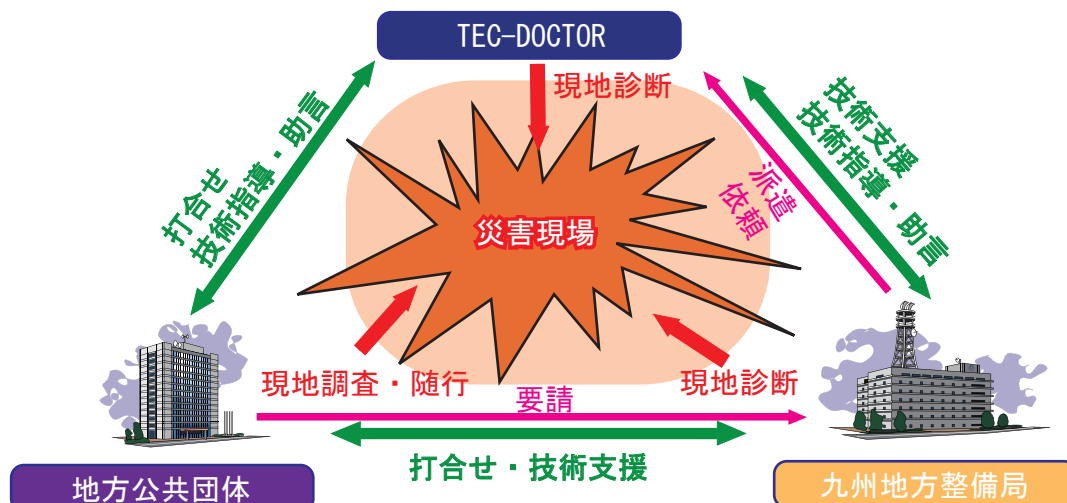
※リエゾン(現地情報連絡班)

災害時等において、整備局職員を県・市町村に派遣し、自治体が必要とする情報や自治体からのリクエストをいち早く整備局に伝達し、対応します。

技術支援

■TEC-DOCTOR(緊急災害対策派遣ドクター)の派遣

高度な技術や専門的な知識を有する学識経験者を被災地へ派遣し、指導・助言を行います。



情報通信用機器

各種情報通信機器を活用し、災害現場の映像情報収集・関係自治体とのTV会議等を行っています。

■ヘリコプター

国土交通省所有のヘリコプターにて
災害現場周辺を空撮し、リアルタイム
で映像を伝送
※伝送路は衛星回線

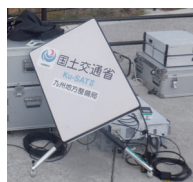


■九州地方整備局 災害対策室
■佐伯河川国道事務所 災害対策室



■衛星伝送装置

国土交通省所有の衛星伝送装置にて
災害現場の状況を撮影し、リアルタイム
で映像を伝送
※伝送路は衛星回線



■可搬型TV会議装置(モバイルPC)



災害現場やテックフォース・リエゾン派遣地と情報共有
を図るためTV会議を実施する。
※伝送路は地上回線



■地方自治体

災害対策用機械機器

災害に供え災害対策用の機械を導入しています。

排水ポンプ車とは

車両に水中ポンプ、ポンプ操作盤及び発電機を搭載し、車両1台で浸水被害の発生した箇所での排水運転が行える車両です。
佐伯河川国道事務所では、排水能力毎分60立方メートルの車両2台と、排水能力毎分30立方メートルの車両4台の計6台が配備されており、大雨による家屋等の浸水被害の軽減に努めています。



照明車とは

災害復旧作業は昼夜問わず早急に行う必要があるため、夜間作業の支援を行う車両です。



公共事業を進めるためには、事業に必要となる用地を計画的に確保することが必要となります。
皆さまの土地をお譲りいただくまでの主な流れは、以下のようになっています。

〈公共用地の主な流れ〉



公共事業のために皆さまの大切な財産をお譲りいただくことから、正確な調査を実施し、適正な補償を行います。

調査

土地の調査（測量）

お譲りいただく土地の境界及び現況地目等について、現地調査を行います。境界については、所有者の方や隣接者の方に立ち会っていただき確定します。

建物等の調査（物件調査）

権利者ごとに移転していただく建物や堀・門などの工作物、立竹木等の調査を行います。

その他の調査

建物が居住又は店舗等に利用されている場合は、居住者、動産（引越し荷物）、営業等についての調査を行います。

補償

土地の補償

土地の価格については、周辺の土地の取引価格や地価公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額等に基づき、適正に算定します。

地上権や永小作権等の補償

消滅させる権利（地上権・永小作権・賃借権）に対しては、正常な取引価格をもって補償します。

建物の補償

土地に建物がある場合は、その土地と建物の関係、利用状況、種類、構造などから移転工法（再築、改造工法など）を決定し移転に必要な費用を補償します。

工作物の補償

看板や門、塀などの工作物のうち、移転できるものについては、その移転費用を、移転できない場合は、同程度のものをつくるのに要する費用を補償します。

立竹木の補償

移植できるもの（庭木・株物類）については移植補償を、それ以外（用材木等）については、伐採補償を行います。

建物移転に伴う経費の補償（移転雑費・動産移転）

建物を移転するのに必要となる経費を補償します。移転先を探すための費用や引越し費用、法令上の手続きに要する費用なども含まれます。

その他の補償

（営業補償・借家人・借間人補償等）

店舗や工場が移転する場合、移転のために一時休業することにより生ずる損失を補償します。収益の減少分や従業員の休業手当などが含まれます。借家・借間されている方で現在借りている建物等が移転し、賃借りを継続することが困難となると認められる場合は、新たに同程度の借家・借間をするのに通常要する費用を補償します。

地域と共に歩んで70年。

昭和26年	6月	番匠川工事事務所設置。直轄改修工事着手。		
昭和34年	4月	佐伯工事事務所と改称。		
昭和38年	4月	番匠川池田捷水路完成。		
昭和42年	3月	国道10号改築工事完成。		
昭和42年	4月	大分工事事務所から国道57号の事業を引継ぎ、改築工事に着手。		
昭和42年	5月	番匠川一級河川に指定。堅田川、井崎川が直轄管理区間に編入。		
昭和47年	3月	国道57号改築工事完成。		
昭和48年	4月	中の谷トンネル有料道路を直轄管理区間に編入。		
昭和49年	4月	久留須川直轄管理区間に編入。		
昭和50年	6月	国道326号改築工事に着手(権限代行)。		
昭和54年	3月	新庁舎落成。井崎川捷水路完成。		
昭和63年	4月	犬飼バイパス事業化。		
平成 4年	4月	野津改良事業化。		
平成 7年	4月	犬飼千歳道路事業化。		
平成 8年	4月	千歳大野道路事業化。		
平成10年	10月	国道326号全線開通。		
平成13年	1月	国土交通省九州地方整備局佐伯工事事務所となる。		
平成13年	11月	佐伯工事事務所創立50周年。		
平成15年	4月	佐伯河川国道事務所に名称変更。		
平成15年	4月	東九州自動車道「蒲江～北川間」事業化。		
平成15年	8月	野津改良全線開通。		
平成16年	1月	番匠川河川整備基本方針策定。		
平成16年	3月	脇排水ポンプ場増設により完成。		
平成16年	12月	犬飼バイパス全線開通。		
平成17年	4月	東九州自動車道「佐伯～蒲江間」を直轄事業に編入。		
平成18年	4月	大野竹田道路事業化。		
平成18年	5月	番匠川水系河川整備計画策定。		
平成18年	10月	大野竹田道路の事業を大分河川国道事務所へ移管。		
平成19年	3月	犬飼千歳道路開通。		
平成20年	3月	千歳大野道路開通。		
平成21年	3月	小田排水ポンプ場完成。		
平成24年	12月	蛇崎排水ポンプ場完成。		
平成25年	2月	東九州自動車道「蒲江～北浦間」開通。		
平成27年	2月	大野竹田道路「大野～朝地間」開通。		
平成27年	3月	東九州自動車道「佐伯～蒲江間」開通。		
平成27年	4月	大野竹田道路「朝地～竹田間」の事業を大分河川国道事務所より引継ぐ。		
平成28年	3月	灘地区築堤工事完成。		
平成28年	4月	国道57号「犬飼～朝地間」の管理を大分県へ移管。		
平成31年	1月	大野竹田道路「朝地～竹田間」開通。		
平成31年	4月	国道57号「朝地～竹田間」の管理を大分県へ移管。		
平成31年	4月	竹田阿蘇道路事業化。		
令和 4年	12月	竹田阿蘇道路着工。		



●旧事務所全景(佐伯市向島)

●番匠川池田地区捷水路／昭和38年度



●一般国道326号頃んか大橋(施工後)／平成5年度



●一般国道326号全線供用開始／平成10年度



●井崎川捷水路工事／昭和54年度



●中九州横断道路「千歳大野道路」開通／平成19年度



●東九州自動車道「佐伯～県境間」着工／平成18年度



●東九州自動車道「蒲江～北浦間」開通／平成24年度



●東九州自動車道「佐伯～蒲江間」開通／平成26年度



●番匠川灘地区改修事業竣工式典／平成28年度

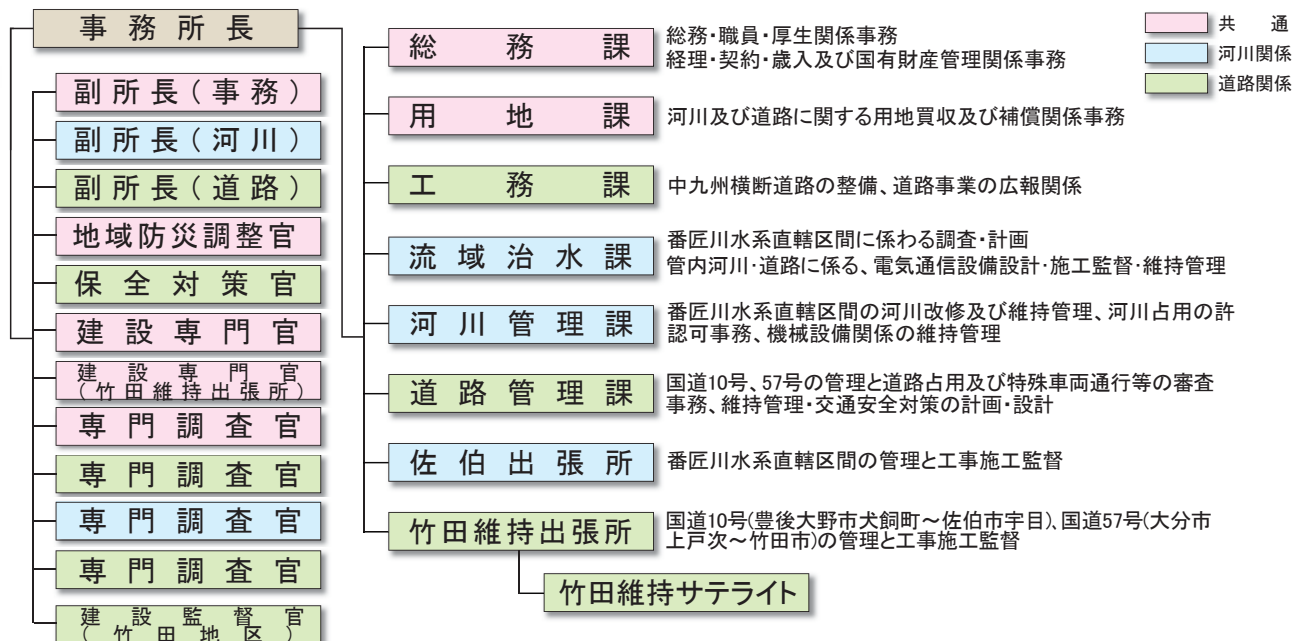
●中九州横断道路「朝地～竹田間」開通／平成30年度

●中九州横断道路竹田阿蘇道路着工式／令和4年度

組織・職員構成

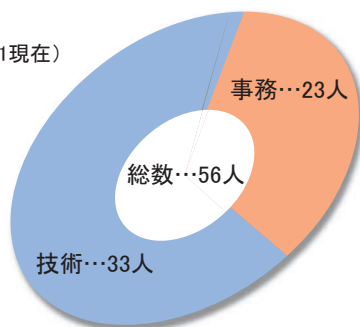
ORGANIZATION

組織



職員構成

(R7.4.1現在)



道路の異状を
発見したら…

**緊急
通報 #9910**
道路緊急ダイヤル 24時間受付
(通話料無料)

道に関する
ご意見・ご提案・ご相談は

道の相談室
TEL 092-672-5614
FAX 092-476-3514
(通話料有料)
受付時間 月～金 9:30～17:00
(土日祝日および年末年始は除く)

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL.0972-22-1880 FAX.0972-23-7481

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4丁目14-14

<https://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

E-mail qsr-saiki@ki.mlit.go.jp



佐伯河川国道事務所

〒876-0813

大分県佐伯市長島町4丁目14-14

☎0972-22-1880(代) [FAX]0972-23-7481

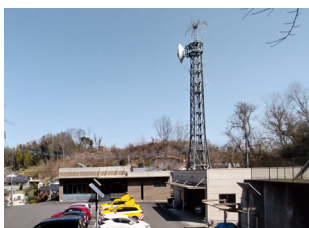


佐伯出張所

〒876-0111

大分県佐伯市弥生大字井崎1244-1

☎0972-46-0022 [FAX]0972-46-2884



竹田維持出張所

〒878-0024

大分県竹田市大字玉来上/迫1162-2

☎0974-63-2542 [FAX]0974-63-0015



竹田維持サテライト

〒876-0111

大分県佐伯市弥生大字井崎1244-1

☎0972-46-0022 [FAX]0972-46-2884

竹田維持出張所への取り次ぎ・道路相談窓口及び道路防災拠点